



感染性の特別管理産業廃棄物の管理責任者の有資格者について

質 問

- ①相談者： 医療機関
- ②相談案件： 感染性の特別管理産業廃棄物の管理責任者の有資格者
- ③相談内容： 医療機関に配置選任する標記管理責任者の資格要件として医師の他に該当する職種は何か。

回 答

環境省令で定める資格を有する者としては、医師の他に薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師である。また、事務系職種は、医療機関対象の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了すれば管理責任者の有資格者となる。

なお、東京都では、医療機関の特別管理責任者の設置・変更については 30 日以内の報告を義務付けている。

